

## 南押原デイサービスセンター指定通所介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人久寿福祉会が開設する南押原デイサービスセンター指定通所事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

2 第1号通所事業（通所介護相当サービス）については、軽度者の状態に即した自立支援と、目標指向型のサービス提供を目的とします。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況などを踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 南押原デイサービスセンター通所介護事業所
- 二 所在地 鹿沼市楡木町5番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（生活相談員及び介護職員と兼務）  
管理者は、南押原デイサービスの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上（介護職員と兼務）  
生活相談員は、通所介護計画を作成するとともに、相談援助等の生活指導を行う。
- 三 看護職員及び介護職員  
看護師 1名以上  
介護職員 5名以上  
看護職員及び介護職員は、必要な日常生活上の世話をを行う。
- 四 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜から土曜の6日間。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時20分から午後5時20分までとする。

三 延長時間 午前8時00分から午後6時00分の滞在時間の範囲とする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は、35名とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 居宅サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合とする。

- 一 生活相談
- 二 入浴介助加算(Ⅰ)
- 三 延長サービス
- 四 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- 五 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- 六 個別機能訓練加算Ⅰイ
- 七 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- 八 介護職員等ベースアップ等支援加算

(1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。

事業実施区域を出てから、1km 当たり 30円とする。

(2) 食費は、1食当たり 660円とする。

(3) 施設のものを利用したときは、次のとおりとする。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| パンツ型・通常の紙オムツ | 150円 (処理代込み) |
| 平型オムツ        | 100円 (処理代込み) |
| 尿とりパット       | 50円 (処理代込み)  |

(ただし、持参の場合は、原則として使用後のオムツ類は自宅へ持ち帰るものとする。)

(4) 指定通所介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用と、その他、レクリエーション、クラブ活動の材料費・活動経費・リハビリ材料費は1日当たり50円とする。

(5) 必要な方に限り来所時に簡単な朝食を用意・提供するモーニングサービスは1食あたり100円とする。

(6) 必要な方に限り、利用日に2日分程度の下着・洋服の洗濯を行う洗濯サービスは1回につき300円とする。

(7) 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事にする。

2 第1号通所事業(通所介護相当サービス)の内容は次のとおりとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者

負担の割合とする。

- 一 サービス提供体制強化加算（I）
- 二 介護職員処遇改善加算 I
- 三 介護職員等特定処遇改善加算 I
- 四 介護職員等ベースアップ等支援加算

（1）食費は、1食当たり660円とする。

（2）第1号通所事業の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

（3）第1号通所事業の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用と、その他、レクリエーション、クラブ活動の材料費・活動経費・リハビリ材料費は1日当たり50円とする。

（4）必要な方に限り来所時に簡単な朝食を用意・提供するモーニングサービスは1食あたり100円とする。

（5）必要な方に限り、利用日に2日分程度の下着・洋服の洗濯を行う洗濯サービスは1回につき300円とする。

（6）上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事にする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 指定通所介護の実施地域は、鹿沼市 栃木市 壬生町の区域とする。

第1号通所事業の実施地域は、鹿沼市 壬生町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 サービス利用に当たっては、次の事に留意する。

- 一 日常動作訓練を行うときは、職員の指示を受けること
- 二 職員の少ないところでは、訓練は行わないこと
- 三 事故防止に努めること

（緊急時における対応方法）

第10条 従業者等は、指定通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第11条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、保存する。

- 3 事業所は、市町村および国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って改善する。必要とされる場合は、市町村および国民健康保険団体連合会に改善内容を報告する。

#### (事故処理)

- 第12条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処理について記録し、その完結の日から5年間保存する。
  - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

#### (身体的拘束等の原則禁止)

- 第13条 事業所は、指定通所介護・第1号通所事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
  - 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
    - 一 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
    - 二 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

#### (個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (非常災害対策)

- 第15条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を策定し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。
- なお、これら非常災害対策は「南押原デイサービスセンター防火管理規程」及び「南押原デイサービスセンター風水害対策計画」に基づいて行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定に基づいて訓練を実施する。
  - 3 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているものとする。また、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業

者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他、必要な帳簿を整備し、5年間保持する。
- 5 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と南押原デイサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 10月1日から施行する。  
この規程は、令和5年 1月 1日から施行する。  
この規程は、令和6年 2月 1日から施行する。  
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。